

議案第14号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年6月14日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

（過疎地域における県税の課税免除）

第2条 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償

第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）、地域再生法（平成17年法律第24号）及び山村振興法（昭和40年法律第64号）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

（過疎地域における県税の課税免除）

第2条 過疎法第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「過疎法省令」という。）第1条第1号イに規定する特別償却設備設置者に対

却設備設置者に対し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

(1)・(2) 略

2 略

(促進区域における不動産取得税の課税免除)

第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から令和5年3月31日までに、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に供する家屋（当該

し、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める額については課税しない。

(1)・(2) 略

2 略

(促進区域における不動産取得税の課税免除)

第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して5年内に、地域経済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のために地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の用に

施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)については、不動産取得税を課さない。

(産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税)

第5条 山村振興法第8条第7項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第1項の同意を得た同項に規定する山村振興計画に記載された同条第4項第4号に掲げる期間(以下この条において「計画期間」という。)に、山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの(以下この条及び第8条において「山村振興特別償却設備」という。)を新設

供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)については、不動産取得税を課さない。

(産業振興施策促進区域における不動産取得税の不均一課税)

第5条 山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成3年自治省令第8号。以下「山振法省令」という。)第2条第1号に規定する特別償却設備設置者について、同号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得(山振法省令第1条に規定する計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に

し、又は増設した者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書を提出する個人又は法人に限る。）について、山村振興特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

（1） 山村振興法第14条に規定する地域資源を活用する製造業
（産業振興施策促進区域（山村振興法第8条第4項第1号に規定する産業振興施策促進区域をいう。次号において同じ。）において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。）
500万円（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円を超える租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の4第4項に規定

対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

する中小企業者にあつては1,000万円)以上のもの

(2) 山村振興法第14条に規定する農林水産物等販売業（産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。） 500万円以上のもの

(不均一課税の適用の申請)

第8条 略

2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては山村振興特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては山村振興特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(不均一課税の適用の申請)

第8条 略

2 第5条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては山振法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 山村振興特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 略

3・4 略

(1) 略

(2) 山振法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

(3) 略

3・4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第5条及び第8条第2項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る県税の課税免除については、改正前の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

3 改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第3条の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成

長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）が令和3年4月1日以後である場合に適用し、同意日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合は、なお従前の例による。